

共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル案作成の基本的考え方

～ 第一次案の公表に当たって～

1. モデル案作成の趣旨

われわれ「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループは、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づき、平成20年度・21年度にわたって、法科大学院協会のカリキュラム等検討委員会（主任は山本和彦・一橋大学法学研究科教授）とも連携しながら、法科大学院コア・カリキュラムの調査研究を進めてきたところである。今般、これまでの調査研究の中間まとめとして、法律基本科目および法律実務基礎科目に関する共通的到達目標（以下、「コア・カリキュラム」という。）のモデル案（第一次案）を策定したので、これを公表し、関係機関・関係者から広く意見を聴取する機会を得ることとした。

本調査研究の趣旨は以下の通りである。

法科大学院制度の創設以来、各法科大学院は、法曹養成教育の重要なプロセスを担う中核的な教育機関として、それぞれ創意工夫をこらして教育を行い、また、その教育をより充実したものとするよう、努力を重ねてきた。法科大学院における教育内容・方法については、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目等の科目区分ごとに、法科大学院設置基準や認証評価機関による認証評価基準等を通じて、一定の基本的な方針や考え方が示され、履修すべき単位数等、教育課程に関する基本事項についても、一定の基準が存在している。

しかし、今日、法科大学院を修了し司法試験を受験している者や司法修習を受けている者の一部に、法律基本科目等に関する基礎的な知識・理解や法的思考能力が十分に身に付いていないと思われる者が見られる、との指摘がなされ、また、法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容については、明確な共通の理解が必ずしもないことから、法科大学院によって、その教育内容が不統一であるとの指摘もなされている。

本調査研究は、上記のような状況を招いた原因の一つが、法科大学院教育を通じて、各学生が、どのような事項を学習し、どのような内容および水準の知識あるいは能力を修得すべきであるかについて、必ずしも十分な共通理解が存在しておらず、したがってまた、単位認定や修了判定に際しても、どのような観点・基準に従って成績評価を行うべきかについて共通の認識が得られていないという点にあると考え、法科大学院修了者が、いずれの法科大学院における学修を経ても、共通に到達すべき目標を明らかにしようとするものである。このような意味でのコア・カリキュラムを策定することを通じて、法科大学院を修了し法務博士の学位を得た者が、将来法曹となるにふさわしい法律学の学識を確実に修得していることを保証することができるようになることを考えている。

2. コア・カリキュラム策定の基本的な考え方

今回公表するコア・カリキュラム案は、上述の趣旨に基づいて、法科大学院の法律基本科目および法律実務基礎科目について、共通に到達すべき目標を明らかにしようとしたものであるが、その基本的な考え方については、とくに以下の点に留意することが必要であると考えられる。

本コア・カリキュラム案は、法科大学院において修得すべき学習内容・水準に関する共通のミニマム・スタンダードであり、すべての法科大学院修了生が、最低限、修得すべき学習内容・水準を示すという意味での「到達目標」とどまる。したがって、この到達目標を満たせばそれで十分であるというわけではなく、各法科大学院においては、このような到達目標を達成させることを前提として、それぞれの教育理念を踏まえた創意工夫によって、より深く掘り下げた、また発展的な学習内容についても、その教育課程に取り込んでいくことが強く期待される。

に示した考え方に従い、各法科大学院が、本コア・カリキュラム案よりも高い到達目標を設定し、そのような到達目標に則して単位認定や修了判定を行うことも、もちろん可能である。本コア・カリキュラム案を超えた到達目標をどのように設定するかは、各法科大学院の自主的な判断に委ねられるべき問題である。

法科大学院教育においては、授業以外に、自学自習を通じた学修が重要な意味を持っており、本コア・カリキュラム案に示した学習内容について、すべて授業で取りあげてをを求めるものではない。また、本コア・カリキュラム案で示された配列も便宜上のものに過ぎない。したがって、本コア・カリキュラム案に示された事項をどのような順序で、またどのように学習させるかは、各法科大学院の創意工夫に委ねられている。

本コア・カリキュラム案は、単に基本的な知識の修得のみを求めるものではなく、そのような基本的な知識を踏まえて、法的に思考し判断する能力の修得を重視するものである。したがって、本コア・カリキュラムの策定により、学生による暗記型の学修を助長するような結果とならないよう、各法科大学院において、十分な配慮が求められる。

また、本カリキュラム案の策定にあたっては、学生諸君が、どのような内容・水準の知識・能力を修得すれば、必要とされる最低限度の到達目標を達成したことになるのかが理解できるように、各項目について、可能な限り具体的な表現となるように努めた。もっとも、後にも述べるように、項目の内容によっては修得が期待される内容・水準を明確かつ詳細に記述することは容易でないが、本コア・カリキュラム案において用いられている表現の趣旨については、後述の3. において説明を行っている。

3. コア・カリキュラムにおける各項目の設定のあり方

コア・カリキュラムの項目の検討に際しては、とくに以下の4点が問題となった。

項目の選定

まず何よりも、どのような項目がコア・カリキュラムとして適切であり、どのような項目がミニマム・スタンダードを超える内容に当たるかを考えるに際して、一義的に明確な判断基準が存在しないことから、調査研究班内部においても、意見が一致しないこともあった。しかし、これは、これまでの法科大学院教育の在り方に起因する問題であり、むしろ、対立する意見の調整をしながら、コア・カリキュラムを策定する過程そのものが、法科大学院教育の改善を図るための努力であったともいえる。

分野間における調整

各分野における項目選定の問題に加えて、分野相互においても、基本的な考え方に不一致がないか、取り扱うべき項目の内容、水準あるいは分量に不均衡が生じていないかについて、十分留意する必要があった。

第一次案においては、とくに民法と商法について、他の分野に比して項目数が相当多数にのぼっている。しかし、調査研究班においては、民法と商法についても、項目数の上では他の分野と均衡を失っているように見えるものの、当該分野の性質や法科大学院において開講されている授業科目の標準的な単位数の相違や、とくに商法においては会社法が新たに制定されたという事情などに鑑み、実質的に見れば、他の分野との間で著しい不均衡が生じているとはいえないという認識で一致した。

なお、民事系の各科目については、取りあげられた項目のうちに、 で表記された項目と、 で表記された項目とが存在する。調査研究班において、前者はコア・カリキュラムの内容に含まれると考えるものであるのに対して、後者は、コア・カリキュラムに含まれるとは言えない可能性があるものである。しかし、後者のうちにもコア・カリキュラムに含まれると考えられるものがありうることを、これらを当初から除外すると、後に項目を追加することは容易ではないことを考慮し、第一次案においては、これを合わせて掲げることとしたものである。

また、民事系のうち、民法の相続編および商法の会社法以外の部分については、今回送付する第一次案に収録されていない。これらについては、後日あらためて送付することを予定している。

項目の表現の仕方

どのような項目を選定するかという作業と並んで、選定された項目についての到達度をどのように表現するかについては、調査研究班において慎重な検討を要した。今回の第一次案においても、到達度の違いを十分明確に表現することができているか不安もないではない。そもそも、簡潔な文言によって到達度を厳密に示すことは著しく困難であるが、他方、およそ到達度の違いを示すこと断念して、単に項目だけを書き

並べると、コア・カリキュラムを策定する意義が大きく後退することになる。そこで、要求される到達度を可能な限り明確に示すために、項目の策定に当たって、以下のような用語法を用いることとした。

(1) 「～を理解している。」

制度の趣旨や、要件等について、それがどのようなものであるかを抽象的・一般的に認識していることを意味する。

(2) 「具体例を挙げることができる」

制度や規定の趣旨を理解していることを示すために、その具体的な例としてどのようなものがあるかを挙げることができるという意味である。

(3) 「～を説明することができる。」

抽象的・一般的に制度等を理解しているという受動的な状態にとどまらず、当該論点に関する異なる見解を整理し、それぞれの問題点等について、口頭ないし文章において、積極的に説明することができることを意味する。

それらのバリエーションとして、以下のようなものがある。

(a) 「条文に則して」

条文を参照しながら、規定の趣旨や要件・効果等について説明することができることを意味する。

(b) 「具体例に即して」、「具体的事例に即して」等

制度の趣旨や規定の適用・解釈等について、ルールの内容や構造を理解しているだけでなく、それらを具体的な事実関係に当てはめることができることを意味する。法律基本科目分野や法律実務基礎科目分野は、実際の法適用に関わるものである以上、「～を具体例に即して説明することができる」という項目設定が自ずから多くなっている。

(c) 「具体例を挙げて」

(b)と共通するところもあるが、この表現は、ルールの内容や構造を理解していることを具体的な例をあげて示すことができるという点により重点を置くものである。

(d) 「判例を踏まえて、判例・学説を踏まえて」

判例や学説の状況についての客観的状況を認識していることが前提となるが、「踏まえて」は「従って」とは異なり、必要に応じてそれらを批判し、問題提起を行うという趣旨も含むものである。

(e) 「判例・学説の基本的な考え方を踏まえて」

(d)と共通するところが多いが、判例・学説の対立が錯綜するような問題について、その細部にわたる対立点までを把握していることは必要ではなく、ただ、何が問題の争点か、ポイントは何かという基本的な問題点を理解した上で、問題点を説明することができるという意味である。

(4) 「考察することができる」

とくに憲法分野において、しばしば用いられる表現であるが、対象となる問題あ

るいは事例に含まれる論点を整理し、各論点に関する判例・学説の状況を整理した上で、より主体的・批判的に検討することができるという意味である。とりわけ、基本的人権に関する問題においては、違憲審査基準等を用いて具体的事例を処理することができることを求めるものである。

個別項目に還元することが困難な能力

法科大学院教育における教育目標として、創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法的思考能力、事例の分析能力等の涵養が掲げられ、また、それらの能力の涵養が法科大学院教育においてきわめて重要な意義を持つことは言うまでもない。しかし、これらの能力について一定の水準に到達しているかどうかの基準を、各項目において設定することは容易ではない。しかし、他方において、そのような能力に関する到達目標を抽象的・一般的に定めることも実際的意味に乏しい。

本コア・カリキュラム案においては、例えば、上述した「判例・学説を踏まえて説明することができる」、「具体例に即して説明することができる」等の到達度の表し方を通して、こうした能力をある程度示すことが可能であり、各項目の到達度を満たしているか否かを判断することを通じて、上記のような総合的な能力についても、間接的にはあるにせよ、その到達度をみるることができるものと考えている。

4. 第一次案の公表と今後の作業予定

冒頭に述べた趣旨に従い、われわれ調査研究グループは、各専門分野における研究者・実務家の共同作業の成果として、このたびコア・カリキュラムに関する第一次案を公表することとした。その基本的な考え方や個別の項目設定のあり方等について、関係機関・関係者から広く意見を伺って、さらに調査研究を進め、本年度末までに調査研究グループとしての最終案を確定したいと考えている。もちろん、最終案といえども、本調査研究グループが策定した私的なモデル案の性格を超えるものではないが、法科大学院修了者が共通して到達すべき目標を示した基準として、関係機関において広く受け入れられ、法科大学院教育の改善に貢献することができるよう、本調査研究に携わる者として、願うものである。

調査研究班を代表して

公法系研究班主任 土井真一

(京都大学大学院法学研究科教授、調査研究事業責任者)

刑事系研究班主任 山口厚

(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

民事系研究班主任 磯村保

(神戸大学大学院法学研究科教授)

調査研究班メンバーの詳細については、以下をご参照ください。

<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/index.html>